

受診券等作成業務委託 契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の業務委託（以下「本業務」という。）の契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款及び別添の設計図書（作業数量表及び仕様書をいう。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、信義誠実の原則に従って、本業務を履行しなければならない。
- 2 受注者は、本業務を、契約書記載の履行期間内に完了し、成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は業務委託料を支払うものとする。
 - 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、本業務に関する指示を受注者又は受注者の業務代理人に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務代理人は、当該指示に従い履行しなければならない。
 - 4 受注者は、契約書、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、本業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 受注者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この約款の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする

(監督員)

- 第3条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務代理人に対する業務に関する指示
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務代理人との協議
 - (4) 本業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2 名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務代理人、業務従事者等)

- 第 4 条 受注者は、業務代理人を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務代理人を変更したときも同様とする。
- 2 業務代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、業務代理人及び技術者（以下「業務従事者」という。）の職務遂行に万全を期するものとする。
 - 5 受注者は、業務従事者に対して法律上の全責任を負うものとする。
 - 6 受注者は、業務従事者の教育指導に万全を期し、規律の維持に責任を負うものとする。

(貸与資料又は提供資料)

- 第 5 条 発注者は、受注者が本業務を遂行するに当たって必要と認められる資料を、貸与又は提供するものとする。
- 2 受注者は、発注者から返却を求められた場合は、貸与資料又は提供資料を速やかに返却しなければならない。

(対象の情報資産等)

- 第 6 条 この約款において、本業務に関する発注者の情報資産（以下「関係情報」という。）として次条から第 11 条までの規定の適用を受ける書類等は、前条に規定する資料をはじめ、発注者が受注者に対して本業務に当たって貸与又は提供した一切の情報及び記録媒体のすべてを含むものとする。

(関係情報の管理)

- 第 7 条 受注者は、発注者が指定した場所において、必要な関係情報を使用して本業務を遂行するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守し、そのほか発注者が必要と認めたときはその指示に従うものとする。
- (1) 関係情報を盗難、情報漏洩等の防止がなされる形態で管理しなければならない。
 - (2) 関係情報を発注者の必要とする目的以外に使用してはならない。
 - (3) 関係情報を業務遂行場所以外に持ち出してはならない。
 - (4) 関係情報を複写複製してはならない。（複写複製が必要な場合であって、事前に発注者の承諾を得た場合にあっては、この限りでない。ただし、作業終了後速やかに、その複写複製したもの及びそのデータの全てについて消去・処分し、発注者に報告しなければならない。）
 - (5) 発注者から貸与又は提供された情報資産は、作業終了後、成果品とともに速やかに消去・処分しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第 8 条 受注者は、関係情報の業務処理及び管理に関し事故が発生した場合は、発注者に直ちにその旨を連絡するとともに、発注者の指示を受けなければならない。

(セキュリティ対策の履行責任)

第 9 条 受注者は、受注者の情報資産取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）に対し、本業務に適用される発注者が定めた情報セキュリティに関する諸規則その他関係法令に規定されるすべてのこの契約に関連する事項（以下この条において「義務等」という。）を遵守させるとともに、受注者自らも使用者として義務等の履行について責任を負うものとする。

2 受注者は、次の事項について本業務の開始までにその実施状況を書面により発注者に報告しなければならない。ただし、受注者の就業規則等の社内規程に相当する規定がある場合は、その旨を記載し報告することができる。

(1) 業務上知り得た情報の守秘義務及び目的外使用の禁止

(2) 提供された情報の返還義務

(3) セキュリティ対策に関する社内体制

(4) セキュリティ対策に関する規程

3 受注者は、第 1 項に規定する義務等について、業務従事者に教育を実施しなければならない。

4 発注者は、セキュリティ対策の履行状況を確認するため受注者に対し必要な監査を実施することができる。

(秘密の保持)

第 10 条 受注者は、本業務の履行に伴い知り得た関係情報のすべてについて秘密扱いとし、理由の如何を問わず第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、事前に書面による発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、業務従事者が前項の規定を遵守する旨の誓約書を発注者へ提出することにより、関係情報を業務従事者に開示することができる。ただし、受注者の就業規則等の社内規程にその旨の規定がある場合は、当該規程の写しを発注者へ提出することにより誓約書の提出を省略することができる。

3 この条に規定する秘密の保持義務は、この契約の終了又は解除の後も同様とする。

(目的外利用の禁止)

第 11 条 受注者は、発注者から貸与又は提供された関係情報を、本業務の遂行のためのみに使用し、他の目的に使用してはならない。

(一括再委託の禁止)

第 12 条 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託をしてはならない。ただし、書面により事前に申請し発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書により受注者が第三者に再委託する場合、受注者は、当該第三者の行為のすべてについて責任を免れない。

3 第 9 条から第 11 条まで及び第 14 条第 3 項の規定は、第 1 項ただし書により再委託を受ける第三者に準用する。この場合において、「受注者」とあるのは、「受注者が再委託した第三者」と読み替えるものとする。

(暴力団関係業者による再委託等の禁止等)

第 13 条 受注者は、第 26 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者（以下

この条において「暴力団関係業者」という。)を再委託等の相手方(再委託その他本業務に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。)としてはならない。

- 2 受注者は、本業務に係る全ての再委託等の相手方に、暴力団関係業者と本業務に関連する契約を締結させてはならない。
- 3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を再委託等の相手方とした場合又は前項の規定に違反して再委託等の相手方に暴力団関係業者と本業務に関連する契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して当該契約の解除(受注者が当該契約の当事者でない場合においては、受注者が当事者に対して当該解除を求めることを含む。)を求めることができる。
- 4 前項の規定による解除を求めたことによって生じる当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(作業場所)

第14条 発注者は、業務従事者が発注者所管の事務室等で作業する必要があると認めた場合は、期間を定めて作業場所を提供する。

- 2 前項の場合、受注者は、業務従事者を受注者の指揮及び命令の下で本業務に従事させ、発注者が職場の秩序の維持のために定めた諸規則に則して行動させるものとする。
- 3 業務従事者は、常に身分証明書を携行し、発注者から提示を求められたときは、それを提示しなければならない。

(本業務の処理)

第15条 受注者は、本業務を設計図書等に従い、遅滞なく処理するものとする。

- 2 受注者は、本業務に支障が生ずる可能性を察知した場合にあっては、直ちにその旨を発注者に報告するとともに、速やかに改善方針策を提出するものとする。

(立入り検査等)

第16条 発注者は、随時、業務の立入り検査を行うことができる。(緊急の措置)

- 2 受注者は、本業務の遂行上緊急に発注者の指示を受けるべき事態が生じた場合には、遅滞なく発注者に連絡し、その指示を受けるものとし、本業務の遂行に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(不測の事態)

第17条 天災地変その他不可抗力により本業務の遂行に支障が生じた場合には発注者及び受注者が誠意をもって協議の上、善後策を決定するものとする。

(業務処理状況の報告)

第18条 発注者は必要に応じて、受注者に対して本業務の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 前項の場合において報告を求められたときは、受注者は速やかに本業務の実施状況について発注者に報告しなければならない。

(契約不適合責任)

第19条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間

内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第 19 条の 2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 20 条第 3 項（第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第 20 条 受注者は、本業務が完了したときは、発注者に対し完了届出書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の届出書の提出があったときは、速やかに本業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、成果物の引き渡しが行われたものとみなす。
- 4 受注者は、本業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を本業務の完了とみなして前 3

項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第 21 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格した時は、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して 30 日以内に業務委託料を受注者に支払わなければならない。

(部分引渡し)

第 22 条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第 20 条中「本業務」とあるのは「本業務における指定部分」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、前条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される前条第 1 項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次に掲げる式により算定する。この場合において、第 1 号中「指定部分に相応する業務委託料」は、設計図書に定める方法に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。

指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

3 前項後段の場合において、発注者が、第 1 項において準用する第 20 条第 2 項の検査の結果の通知をした日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(引渡し前における成果物の使用)

第 22 条の 2 発注者は、第 20 条第 3 項若しくは第 4 項又は前条第 1 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部または一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意を持って使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部または一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 23 条 受注者は、発注者の書面による事前の承諾なしに、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は担保の目的に供してはならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 24 条 この契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の 2 に相当する額を違約金としては発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（こ

これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。）において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定による納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定した時は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。）の独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づき決定された率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（業務不履行等に係る契約の解除）

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この約款又は設計図書の規定に違反し、かつ、当該違反について発注者からその是正を求める通知を受領した後、直ちにそれを是正しないとき。
- (2) 受注者が、正当な理由によらないで、履行期間内に本業務を完了する見込みがないとき。
- (3) 受注者が、本業務の履行を放棄し、又は正当な理由によらないでこれを中止したとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他公の機関からの処分を受け、又は整理、会社更生手続の開始、破産若しくは競売の申し立てを受け、若しくは自ら整理、民事再生手続、会社更生手続の開始若しくは破産の申し立てをしたとき。
- (5) 受注者が自ら振り出し、又は引き受けた手形又は小切手につき不渡り処分を受けたとき。
- (6) 営業の全部又は重要な部分の譲渡又は廃止若しくは、解散の決議をし、本業務に重大な支障をきたすと判断したとき。
- (7) その他財産状況が悪化したとき又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- (8) 前各号に掲げるほか、受注者がこの約款又は設計図書の規定に違反し、その違反によってこの本業務の目的を達成することができないおそれがあるとき。
- (9) 受注者が、正当な理由によって契約の解除を申し出て、発注者がこれを承認したとき。
- 2 前項の場合において、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者は、その損害を賠償しないものとする。

（暴力団等排除に係る契約の解除）

第 26 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除でき

るものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にあっては当該個人、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号の暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与または不当に有利な取扱いをする等直接的または積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
 - (6) 受注者が再委託等に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該再委託等をしたと認められるとき。
 - (7) 受注者が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を再委託等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該再委託等の取り止めを求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 発注者が第 13 条第 3 項の解除を求め、受注者が正当な理由なくこれに従わなかったとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
 - 3 発注者は、前 2 項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
 - 4 前項の場合において、受注者が共同企業体あるときは、代表者又は構成員は賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても同様とする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前 2 条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（談合等の不正行為に係る契約の解除）

第 28 条 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第 24 条第 1 項に該当するとき。
- (2) 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

(発注者の任意解除権)

第 29 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項及び前条第 1 項の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第 30 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(解除の効果)

第 31 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 22 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第 22 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約の変更)

第 32 条 本業務の契約内容は、発注者及び受注者の正当な権限を有する者の記名押印した書面によってのみ変更することができる。

- 2 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期間の変更)

第 33 条 本業務の履行期限は、第 25 条第 1 項、第 26 条第 1 項若しくは第 28 条の規定により契約の解除又は前条の規定により契約の変更がされない限り、契約書記載の履行期限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約の全部又は一部が終了していないときは、本業務が終了するまで有効に存続する。
- 3 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に本業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(損害賠償)

第 34 条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を発注者に賠償しなければならない。

- 2 受注者の責に帰すべき本業務の契約不適合が原因でこの契約終了後に事件が発生し発注者が損害を受けた場合は、発注者はその損害額を受注者に請求する権利を有する。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第 35 条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものを言う。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、調達契約からの排除措置を講じることがある。

(契約外の事項等)

第 36 条 この約款又は設計図書について疑義が生じた場合及び定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。